



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 タキロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 兵頭克盛
(コード番号：4215、東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 梅田知己
業 務 部 長
(TEL. 06-6453-3817)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 120 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 26 条(取締役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 26 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2)算用数字による項、号の表記について、項を「①」から「1.」に、号を「1.」から「(1)」に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日(木曜日)

以上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目 的) <u>1. ～8.</u> (条文省略)	第2条 (目 的) <u>(1) ～ (8)</u> (現行どおり)
以下、第4条、第9条の各条の号を「1. 」から「(1) 」に変更	
第11条 (株主名簿管理人) <u>①～③</u> (条文省略)	第11条 (株主名簿管理人) <u>1. ～3.</u> (現行どおり)
以下、第15条、第17条、第18条、第20条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条、第34条の各条の項を「①」から「1. 」に変更	
第26条 (取締役の責任免除) <u>①</u> (条文省略) <u>②</u> 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第26条 (取締役の責任免除) <u>1.</u> (現行どおり) <u>2.</u> 当社は、取締役 (<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>) との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

以上